

## 第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

### 第1章 政策担当者からのヒアリング及び視察

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成22年度には、次のとおり、関係分野に関する情報収集等を行った。

なお、平成22年度における電気通信事業及び電気通信政策等の動向は、【資料1】のとおりである。

#### 1 政策担当者からのヒアリング

##### (1) 平成22年11月25日 第110回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2009の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

#### 【説明の概要】

##### 1 定点的評価の評価結果

###### (1) 固定電話市場

ア NTT東西のシェアは、2010年3月末で82.9%と依然として高い水準。

イ 不可欠設備を保有するNTT東西は、単独で市場支配力を行使しうる地位にあるが、第一種指定電気通信設備に係る競争ルールにより、市場支配力を実際に行使する可能性は低い。

ウ NTT東西における市場支配力の固定電話領域から他の領域へのレバレッジ（影響力）に関しては、固定電話市場全体におけるNTT東西のシェアが減少傾向にあるものの、注視が必要。

###### (2) 移動体通信市場

ア NTTドコモのシェアは、2010年3月末現在で48.2%となっており、依然として他の競争事業者のシェアとの格差が大きい。移動体通信市場は、周波数の有限希少性、サンクコスト（埋没費用）の存在等による寡占的な市場構造が成立しやすい環境にあり、また、事業者変更のスイッチングコスト（乗換コスト）が依然大きく、NTTドコモは市場支配力を行使しうる地位にある。

イ しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る接続義務、禁止行為等の規制や、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」により一定の規制が効いていることから、NTTドコモが単独で市場支配力を行使する可能性は低い。

ウ 今後は固定通信と移動通信の融合サービスや、より高速な携帯電話の普及に伴う市場の動向について、引き続き注視していくことが必要である。

**(3) ブロードバンド市場**

ア 契約回線数のNTT東西のシェアが拡大しているが、第一種指定電気通信設備制度などの競争ルールが存在により、市場支配力が行使される可能性は高くない。

イ FTTTH市場においては、NTT東西が市場支配力を行使しうる地位にあり、競争ルールの存在がNTT東西の市場支配力の行使を抑制しているものの、市場支配力を行使する可能性は否定できない。

**2 戦略的評価の評価結果**

**(1) 電気通信サービスに係る消費者選考の変化に関する経時的分析**

ア 利用者の選択として、固定電話は、メタルから光への移行が徐々に進展、ブロードバンドについてもADSLから光へのマイグレーション（移行）が進展している。移動体通信は、2Gから3Gへのマイグレーションが急速に進展している。

イ FTTTH及び光IP電話への移行希望は、全体的に移行を希望する割合が減少する傾向にある。

**(2) モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析**

ア 消費者余剰分析により、携帯電話市場における経済効果（2006年9月から2009年12月までの3年3箇月の合計）として、消費者余剰の増分を約6,850億円と算定、うち、競争政策の直接的効果（全体）を約670億円（9.8%）と算定した。そのうち、ナンバーポータビリティ制度導入による直接効果が最も大きく、約390億円（5.6%）、MNVOの参入促進による直接効果が約120億円（1.8%）、端末価格と通信料金の区分の明確化による直接効果が約160億円（2.4%）となった。

また、他産業への波及効果を約8,560億円と算定した。

イ ADSL市場における経済効果（2001年3月から2006年6月までの5年3箇月の合計）として、消費者余剰分析により消費者余剰の増分を約4,120億円と算定、うち、ADSL市場における競争政策の直接的効果（全体）を約1,470億円（35.6%）と算定した。ADSL市場における競争政策の直接的効果（全体）は、経済効果（消費者余剰の増分）全体の3割以上を占め、ADSLの普及には、競争政策が直接的に大きな影響を与えたと考えられる。

また、他産業への波及効果を約2,070億円と算定した。

ウ FTTTH市場における経済効果（2001年3月から2009年12月までの8年9箇月の合計）として、消費者余剰分析により消費者余剰の増分を約1,310億円と算定、うち、FTTTH市場における競争政策の直接的効果（全体）を約130億円（9.9%）と算定した。FTTTH市場における各競争政策については、同程度の直接効果があったという結果となった。

また、他産業への波及効果を約1兆7,240億円と算定した。FTTTH市場は市場規模が大きく、市場規模の拡大が進展しており、他産業への波及効果が大きい。

## (2) 平成22年12月13日 第111回委員会

総合通信基盤局から「『電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について（平成21年10月情通審答申）』の実施状況」について説明を受け、意見交換を行った。

## 【説明の概要】

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について、情報通信審議会から受けた答申の内容及び実施状況は次のとおり。

## 1 携帯電話市場における接続ルールの整備

- (1) 携帯電話市場の環境変化を踏まえ、携帯電話接続料に関する算定方法を明確化することが適当との答申を受け、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を2010年3月に公表し、接続料の算定方法を明確化するとともに、アンバンドルの仕組みを設けた。
- (2) 接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当との答申を受け、電気通信事業法を改正し、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して接続会計の整理・収支の状況の公表を義務付け、2010年度会計から作成・公表することで作業を進めている。
- (3) 鉄塔等の共用の促進を図るため、総務大臣裁定等の対象に鉄塔等の共用を追加することが適当との答申を受け、電気通信事業法を改正し、電気通信事業者間における鉄塔等の共用に係る料金や条件を巡る紛争について、総務大臣による裁定・協議命令の対象とするとともに、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の対象としたところ。

## 2 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

携帯電話網等を利用してコンテンツ配信を行う事業者等の参入のために公正な利用ルールを整備することが適当との答申を受け、電気通信事業法を改正し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る料金や条件を巡る紛争について、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の対象としたところ。

## 3 固定ブロードバンド市場における接続ルールの整備

固定ブロードバンド市場の環境変化を踏まえ、FTTHサービスの屋内配線の公正な利用ルールを整備することが適当、また、中継ダークファイバにおけるWDM（波長分割多重）装置の公正な利用ルールを整備することが適当との答申を受け、2010年1月に総務省令等を改正した上、NTT東西の接続約款のFTTHサービスの屋内配線に係る使用料等の設定、WDM装置等に係る網使用料等の設定などを内容とする変更案について2010年3月に認可した。

## 【参考】

「第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する新たな会計制度の導入」については、総務大臣から、当該会計制度を導入するための総務省令案が「情

報通信行政・郵政行政審議会」に諮問（平成22年12月14日）され、同審議会から、諮問のとおり制定することが適当との答申（平成23年2月22日）を受けた。総務省では、本答申を踏まえ、総務省令（第二種指定電気通信設備接続会計規則）を制定（平成23年3月31日）。平成22年度会計から適用することとした。

### (3) 平成23年2月24日 第112回委員会

総合通信基盤局から「ブロードバンド普及促進に向けた取組」について説明を受け、意見交換を行った。

#### 【説明の概要】

##### 1 グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

競争政策を環境変化に対応したものに直すとともに、ICTの利活用により、我が国が直面する経済的、社会的課題等の解決に貢献するため、タスクフォースを開催し、4つの部会において、それぞれの課題を議論いただいた。このうち、「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応部会」において、市場環境変化に対応した競争政策の見直し等について御議論いただいた。

##### 2 「光の道」構想に関する最終取りまとめ

「光の道」構想については、「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応部会」の合同部会において御議論をいただき、平成22年12月に最終取りまとめをしていただいた。

このうち、NTTの在り方を含めた競争政策の推進については、

- アクセス網のオープン化等の在り方として、線路敷設基盤の開放、周波数の再配分についてオークションの考え方を取り入れた制度の検討等の設備競争の促進及び加入光ファイバ接続料の低廉化によるサービス競争の促進などを指摘。
- 中継網のオープン化の在り方として、NTT東西のNGN（次世代ネットワーク）の適時適切なオープン化、電話網からIP網への移行に伴う課題についての検討などを指摘。
- ボトルネック設備（不可欠設備）利用の同等性確保の在り方として、公正な競争環境を整備するためには、ボトルネック設備をNTT東西が利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要であり、「資本分離」、「構造分離」、「機能分離」の3案について検討。設備競争の促進への影響、NTT株主への影響、実現のための時間、コストといった観点から総合的に判断すると、「機能分離」を行うことが現時点においては最も現実的かつ効果的と判断された。  
また、機能分離の導入に当たっては、厳格なファイアウォール措置、子会社等との一体経営への対応として、現行の禁止行為規制の内容を委託先子会社等にも遵守させるための措置などを指摘。
- その他、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信サービス）の在り方、今後の市場環境の変化への対応等について指摘。

##### 3 「光の道」構想に関する基本方針等

最終取りまとめで指摘された事項の取組方針として、総務省は、平成22年12月に基本方針を策定、公表した。

NTT東西の機能分離については、電気通信事業法及びNTT法の一部改正法案を国会に提出するなど各事項について具体的な取組を進めていくこととしたところ。

また、併せて、「光の道」構想実現に向けた工程表も策定・公表した。

#### 4 電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律案の概要

電気通信事業法の改正については、NTT東西に対する業務委託先子会社の適切な監督、設備部門と営業部門の隔離、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備等を義務付けるもの。

NTT法の改正については、NTT東西が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務等に係る現行の認可制を事前届出制とするもの。

### (4) 平成23年3月28日 第113回委員会

情報流通行政局から「放送分野の制度と現況について」、「ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再送信の同意について」について説明を受け、意見交換を行った。

#### 【説明の概要】

##### 1 放送分野の制度と現状について

###### (1) 放送市場の概要

放送メディア全体の市場規模(営業収益)は、平成19年度の4兆1,031億円をピークに減少し、平成21年度は3兆8,132億円となっているが、主に減少しているのは地上放送(民放)の市場規模であり、ケーブルテレビ・衛星放送については、年々増加している。これらケーブルテレビ・衛星放送については多チャンネル化も進んでおり、21年度末では地上放送も含め、470チャンネル(一部重複あり)が放送されている。

###### (2) 放送制度の概要

放送法については、現行放送法、新放送法ともに、「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る」ことを目的として、①番組編集関係、②放送の計画的普及、③民放とNHKとの二元体制について規定されている。①、②のいずれについても、NHKについては、民放に比して上乘せとなるような規定が設けられている。

平成22年12月3日に公布された新放送法については、通信・放送法の体系の見直しが行われ、現行の法体系において、放送の関係では4法あるものが放送法1つに、電気通信事業の関係では2法あるものが電気通信事業法1つに統合された。

###### (3) 地上系一般放送事業者の概要

地上系一般放送事業者は、5つの番組系列、および独立U局全体で127社となっている。平成21年度の営業収益は合計で2兆1,271億円であるが、平成19年度

以降、減少傾向となっている。

また、地上デジタル放送は、平成22年12月時点で全世帯の94.9%の普及率となっており、平成23年7月の地上アナログ停波に向け、各種の取り組みが推進されている。

#### (4) ケーブルテレビの概要

平成22年3月末における自主放送を行う許可施設のケーブルテレビ加入世帯数は、2,471万世帯、普及率は46.7%となっている。また、自主放送を行う許可施設数及び事業者数は、それぞれ682施設、535事業者。

自主放送を行う許可施設事業者のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人(313事業者)の最近の経営状態の推移をみると、平成21年度においては、全体で、5,134億円の営業収益をあげており、単年度黒字、累積黒字いずれも、事業者数及びその全体に占める割合が増加している。

## 2 ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再送信の同意について

再送信同意制度については、有線テレビジョン放送事業者は、テレビジョン放送の再送信にあたって、放送事業者の同意を得なければならないとされているところである。しかし、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者の間で再送信同意についての協議が不調、もしくは協議を行うことができない場合には、有線テレビジョン放送事業者は有線テレビジョン放送法に基づき、総務大臣に対して裁定の申請を行うことが可能となっている。総務大臣は情報通信行政・郵政行政審議会の有線放送部会へ諮問し、その答申を受けて裁定を行うが、同意しないことについて、放送事業者には「正当な理由」がある場合を除き、同意すべき旨の裁定を行うこととされている。

なお、再送信同意に関する裁定については、平成20年4月に総務省による「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」が策定されている。

また、新放送法においては、従来の裁定(諮問先については、電気通信紛争処理委員会に変更)に加え、あっせん・仲裁の制度が整備されており、電気通信紛争処理委員会において行われることとなっている。

## 2 委員会における施設視察

平成22年9月24日 第109回委員会

株式会社ジュピターテレコムの通信設備及び放送用設備の現場視察を行うとともに、同社から会社及び設備の概要等について説明を受けた。

## 第2章 第2回国際通信調停フォーラムへの出席等

### 1 第2回国際通信調停フォーラムへの出席

平成22年11月4日、委員及び事務局職員が韓国ソウル特別市において開催された「第2回国際通信調停フォーラム」に出席した。これは、平成21年10月開催の「国際通信調停ワークショップ」に続き、主催者である韓国放送通信委員会（KCC）から招待を受け、参加各国との情報共有や意見交換が有益と考えられたことから出席したものである。

同フォーラムの概要は、次のとおりである。

#### (1) 日時

平成22年11月4日（木）14時から17時40分

#### (2) 開催場所

ソウルプラザホテル 4階 メープルホール  
（韓国ソウル特別市中区太平路2街23番地）

#### (3) 主催

韓国放送通信委員会（KCC）／メディア戦略研究所

#### (4) 目的

通信において新たに生じる紛争に関し、参加者がともに展望を形成し、解決策を探る。

#### (5) 電気通信事業紛争処理委員会出席者

電気通信事業紛争処理委員会 委員 瀧上 玲子  
電気通信事業紛争処理委員会事務局 紛争処理調査官 鈴木 一広

#### (6) プログラム

時間	セッション及びテーマ	スピーカー
14:00 ~ 14:10	【開会の辞】 ソン・ドギョン常任委員（KCC）	
セッション I：通信調停の主要論点及び事例（参加国からの発表） 司会：キム・ジョンタク教授（ソングンガン大学）		
14:10 ~ 14:30	米国における通信調停の論点及び事例	エリック・バッシュ FCC 執行局 副局長
14:30 ~ 14:50	日本における通信調停の論点及び事例	鈴木 一広 TBDS 事務局 紛争処理 調査官

時間	セッション及びテーマ	スピーカー
14:50 ~ 15:10	英国における通信調停の論点及び事例	アンドリュー・ウォーカー O T E L O オンブズマン
15:10 ~ 15:30	香港における通信調停の論点及び事例	サンダ・チェク O F T A 規制政策チーム長
15:30 ~ 15:50	韓国における通信調停の論点及び事例	パク・ドンジュ K C C 審決支援チーム長
15:50 ~ 16:10	休憩	
セッションⅡ：通信調停の論点と将来戦略（パネル討論） 司会：キム・ジョンタク教授（ソングンガン大学）		
16:10 ~ 17:10	【パネリスト】 オ・ヤンホ弁護士 ホン・テシク教授（ソガン大学） キム・ギョンファン教授（サンジ大学） キム・ヒス専任研究委員（情報通信政策研究院） キム・ユンス常務（K T） ソ・チャンウォン常務（C Jメディア）	
17:10 ~ 17:25	質問及び応答	
17:25 ~ 17:30	【総括】 チェ・ジェユ利用者保護局長（K C C）	

## (7) 概要

ア ソン・ドギョンK C C 常任委員からの開会挨拶

イ セッションⅠ「通信調停の主要論点及び事例」において、米国、日本、英国、香港及び韓国から、各国の紛争処理の枠組みと事例についてプレゼンテーション。

プレゼンテーションの要点は次のとおり。

（米国）連邦通信委員会（F C C）は検察官として紛争解決を図る場合と調停者として紛争解決を図る場合がある。前者では非公式な苦情に基づいて調査を行うこともあり、警告、公表、ユーザーへの返金を含む同意審決等により紛争を解決する。後者は公式な申請に基づき執行局のスタッフがあっせんを行う。



(日本) 総務省内の監督部局から独立した紛争処理委員会が、電気通信事業者間の接続等の紛争についてあっせん・仲裁を実施している。現在、あっせん・仲裁の対象となる紛争の範囲の拡大を含む法改正案を国会に提出中。また、2009年度に処理した事案の概要を紹介。

(英国) ユーザーと電気通信事業者間の紛争(一定の要件を満たすもの)については、法律に基づく非営利法人(OTELLO)のオンブズマンが処理。経費は事業者が共同で負担。オンブズマンは、あっせんのほか、調査に基づく決定(一定額の支払命令を含む。)を行うことができる。

(香港) 電気通信管理局(OFTA)は、2008年9月から2010年2月まで、試行的な消費者苦情処理スキームを実施(あっせん6件、裁定12件を処理)。試行スキームの報告について2010年12月まで協議。強制力のあるスキームにするか、OFTAがどの程度運営に関わるか等が論点。

(韓国) 放送についてはKCC内の放送紛争調停委員会が事業者間の紛争についてあっせんを実施、通信についてはKCCが事業者間及び事業者とユーザーの間の紛争について仲裁を実施。放送にも仲裁制度を導入する、通信にも紛争調停委員会を設けるなど、通信・放送の紛争処理システムの融合が課題。

ウ セッションII「通信調停の論点と将来戦略」において、韓国のパネリストからコメント、パネリスト及び会場参加者と各国発表者との間の質疑応答があった。



【フォーラムの様様(1)】



【フォーラムの様様(2)】

## 2 韓国放送通信委員会(KCC)への訪問

第2回国際通信調停フォーラムへの出席に先立ち、同フォーラム開催日の午前中に韓国放送通信委員会(KCC)ソン・ドギョン常任委員との意見交換等を行った。

訪問の結果は次のとおり。

(1) 日時

平成22年11月4日(木) 9時55分から10時40分

(2) 訪問場所

韓国放送通信委員会(KCC)会議室  
(韓国ソウル特別市鍾路区世宗路20)

(3) 韓国放送通信委員会出席者

ソン・ドギョン 常任委員  
パク・ドンジュ 利用者保護局調査企画総括課審決支援チーム長 ほか

(4) 電気通信事業紛争処理委員会出席者

電気通信事業紛争処理委員会 委員 淵上 玲子  
電気通信事業紛争処理委員会事務局 紛争処理調査官 鈴木 一広

(5) 概要

両国の最近の紛争処理の状況、制度見直しの方向性等について情報・意見交換を行った。

その中で、放送についてはKCC内に紛争調停委員会があるが、通信についてはそのような委員会がなくKCCが直接仲裁しているところ、通信についても紛争調停委員会を設置するための法改正を国会で議論しているとの説明があった。

また、韓国においても、ケーブルテレビによる地上放送の再送信に関する紛争が起きているとの説明があった。地上放送事業者がケーブルテレビ事業者に対価を支払うよう求めて提訴し、第一審では対価を支払うべきとの判決が出たため、ケーブルテレビ事業者からKCCに対しスタンダードを示してほしいとの要請がなされているとのこと。

当方から、日本のケーブルテレビによる地上放送の再送信に関する紛争に関し、これまでに大臣裁定がいくつかなされているが、対価については示していない旨説明。

そのほかに、KCCから、実務者の交流などの協力を継続的に行いたいとの意向が示された。



【KCCへの訪問模様（1）】



【KCCへの訪問模様（2）】

### 3 SKテレコムへの訪問

第2回国際通信調停フォーラムへの出席に併せ、韓国で最も加入者数の多い移動体通信事業者であるSKテレコムを訪問した。

訪問の結果は次のとおり。

#### (1) 日時

平成22年11月5日（金）10時45分から12時10分

#### (2) 訪問場所

SKテレコム T. u m（先端技術展示施設）及び会議室

#### (3) SKテレコム出席者

カン・シンク 上席副社長

キム・ヒョンジュン マーケティング戦略室チームリーダー ほか

#### (4) 電気通信事業紛争処理委員会出席者

電気通信事業紛争処理委員会 委員 湊上 玲子

電気通信事業紛争処理委員会事務局 紛争処理調査官 鈴木 一広

#### (5) 概要

T. u mにてSKテレコムから携帯端末を利用した近未来サービスの紹介があった後、会議室にて事業者としての紛争処理について情報・意見交換を行った。

SKテレコムでは、紛争が起こった場合、KCCへの仲裁申請の前に解決する努力をしており、そのためにKCCに法令の有権解釈を示してもらうこともあるとのこと。

また、ユーザーからの苦情の60%以上は料金関係であり、その他に職員の対応や契約内容の認識についてのトラブルもあるが、大部分は当事者間で解決しているとのことであった。



【SKテレコム訪問の様様】

#### 4 韓国放送通信委員会（KCC）との情報・意見交換等

平成22年12月22日、韓国放送通信委員会（KCC）利用者保護局イ・ジョング調査企画総括課長ほか4名が委員会事務局を来訪した。

委員会事務局はKCC利用者保護局との間で、最近の電気通信事業者間の紛争の処理状況、委員会に関する制度改正等について情報・意見交換を行い、KCCから提案された放送及び電気通信分野における紛争処理の協力の促進について協議を行った。

## 第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、平成22年度は、次の取組を行った。

### 1 電気通信事業者等への周知活動

下表のとおり、全国7の会場の関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、「電気通信事業者」相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日	主催	開催地	開催模様
平成22年 9月16日	・社団法人 日本インターネット プロバイダー協会地域ISP部会	北海道 札幌市	
平成22年 10月12日	・社団法人日本ネットワーク インフォメーションセンター	東京都 千代田区	
平成22年 10月22日	・総務省関東総合通信局 ・社団法人 テレコムサービス協会 関東支部	東京都 港区	<p>金沢市での模様</p> 
平成23年 1月25日	・社団法人 テレコムサービス協会 北陸支部	石川県 金沢市	<p>長野市での模様</p>
平成23年 2月17日	・総務省信越総合通信局 ・社団法人テレコムサービス協会 信越支部 ・信越情報通信懇談会	長野県 長野市	
平成23年 3月1日	・総務省近畿総合通信局 ・社団法人 テレコムサービス協会 近畿支部	大阪府 大阪市	
平成23年 3月17日	・総務省東海総合通信局	愛知県 名古屋市	

また、平成22年8月以降、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、社団法人テレコムサービス協会、社団法人電気通信事業者協会等の関係団体との打合せを行い、委員会の周知への協力依頼、業界の動向についての意見交換等を行った。

### 2 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂

最近の紛争処理事例の追加等を行うため、平成22年7月に「電気通信事業

紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－【第9版】」を作成し、関係団体及び電気通信事業者等へ配付するとともに委員会ウェブサイトへの掲載を行った。

なお、今回の改訂では、これまで紛争の内容別にその処理制度の解説を行っていたものを、あっせん・仲裁といった委員会の機能別に解説を行う構成に改める等の見直しを行った。

### 3 新たな委員会パンフレットの作成及び配付

次年度からの委員会の業務範囲の拡大(第Ⅲ部第4章参照)に対応するため、平成23年2月、当該拡大部分を含めた新たな周知用パンフレット【資料2】を作成し、関係団体及び通信・放送事業者等に配付した。

### 4 届出電気通信事業者に対する周知資料の送付

地方の総合通信局等は、電気通信行政に関する周知・注意喚起を目的として、定期的に届出電気通信事業者に対して郵送による情報提供を行っている。

平成23年3月の情報提供において、あっせんが利用できる紛争の種類(法改正により新たに対象となるものを含む。)や相談窓口等を紹介する資料【資料3】を、提供する情報の一つとして郵送した。

### 5 委員会ウェブサイトの更新

毎回の委員会の議事録や会議資料など委員会の運営状況に関する各種情報を委員会ウェブサイトに掲載したほか、紛争処理事例の追加など委員会ウェブサイトの充実に努めた。



## 第4章 次年度からの委員会の業務範囲の拡大

平成22年11月、第176回国会（臨時会）で成立した「放送法等の一部を改正する法律」により、委員会の業務範囲が拡大されることとなった（施行は平成23年夏頃の予定）。

本章では、新たに委員会のあっせん・仲裁の対象に追加される紛争の内容等について概説する。

### 1 放送法等の一部を改正する法律の成立

「放送法等の一部を改正する法律案」は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度の整備を行うことを目的に関係法律を統合・廃止・改正する大規模な改正法案であった。本法案は、平成22年10月に第176回国会に提出され、11月26日に成立し、12月3日に公布された。

この放送法等の一部改正により、委員会の業務範囲が拡大され、それに伴い、委員の任命に関して、「電気通信事業及び電波の利用」に加え「放送の業務」に関して優れた識見を有する者のうちからも任命されることとなり、また、委員会の名称が「電気通信事業紛争処理委員会」から「電気通信紛争処理委員会」に変更されることとなった。

なお、それぞれの改正事項の施行日は、下表のとおりである。

事 項	施 行 日
委員の任命の要件の変更（放送の業務に関して優れた識見を有する者を追加）	改正後の公布の日 （平成22年12月3日）
委員会の業務範囲の拡大	公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日 （平成23年夏頃を予定）
委員会の名称の変更 （電気通信事業紛争処理委員会を電気通信紛争処理委員会に変更）	

### 2 あっせん・仲裁の対象となる紛争の種類追加

#### (1) あっせん・仲裁の対象に追加される紛争の概要

放送法等の一部改正により委員会のあっせん・仲裁の対象に追加される紛争の概要は、次表のとおりである。

当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議に応じないとき	協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送の再放送に係る同意	あつせん	あつせん 仲裁	—
電気通信事業者間	○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	あつせん	あつせん	あつせん 仲裁
電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間	○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	—	—	あつせん 仲裁

(※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)

## (2) ケーブルテレビ事業者等による地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送の同意に関する紛争を追加する趣旨

現行法において、ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する紛争については、総務大臣による裁定の制度があるが、紛争が多様化・複雑化し、円滑な協議が困難な状況も生じている。

このような状況を踏まえ、当事者間の協議が調わない場合に迅速かつ専門的な処理を図ることを目的として、事案の程度に応じた多様な処理手続をとることを可能とするため、総務大臣による裁定の制度に加えて、委員会によるあつせん・仲裁の対象とされた。



### 新制度における放送事業者の分類

放送事業者							
基幹放送事業者（注1）				一般放送事業者（基幹放送以外の放送業務を行う者）			
地上基幹放送事業者	移動受信用地上基幹放送事業者（例：マルチメディア放送）	衛星基幹放送事業者（例：BS、110度CS）		届出一般放送事業者（注2）	登録一般放送事業者（届出以外）		
				有線でテレビジョン放送を行う事業者（例：小規模なCATV等）	左記以外の事業者（例：有線ラジオ放送事業者）	有線でテレビジョン放送を行う事業者（例：大規模なCATV等）	有線でテレビジョン放送を行う事業者以外の事業者（例：124度・128度CS）
テレビジョン放送事業者	左記以外（例：AM、FM、短波）					指定再放送事業者（注3）	左記以外の事業者

※二重枠・網掛部分が紛争処理スキームの利用可能な事業者

- (注1) 基幹放送とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。
- (注2) 届出の対象となる一般放送は、法律上例示されている有線ラジオ放送を含めて、その範囲を省令で定めることとされている。
- (注3) 指定再放送事業者とは、登録一般放送事業者であって、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者のこと。（業務区域内に受信障害区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令で定める場合を除き、当該受信障害区域において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならないこととされている。）

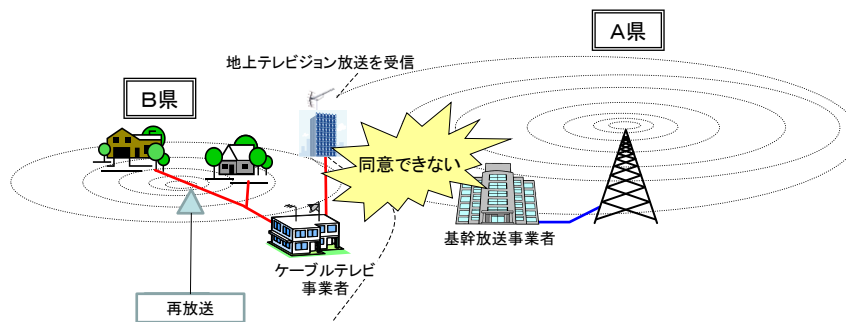
【出典：第112回電気通信事業紛争処理委員会資料】

#### 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する協議が整わない場合の例

- 放送事業者は、原則として、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならないとされている。（新放送法第11条、第140条第4項）
- しかしながら、経営への影響への懸念や、技術的事項又は同意条件に関する争いがあること等により、ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間で地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意についての協議が調わないことがある。

#### ◇区域外再放送のイメージ

：A県を放送対象地域とする基幹放送事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信してB県内の世帯に再放送。



【出典：第112回電気通信事業紛争処理委員会資料】

### (3) 電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する紛争を追加する趣旨

「電気通信設備設置用工作物」の例としては、移動体通信事業者が移動体通信に使用する空中線を設置するために建設する鉄塔等があるが、景観条例による建築制限等により新たに鉄塔等を設置することができない場合がある。

このような場合、事業者間の共用に関する協議が不調に終わると、当該地域における多様な通信サービスの提供が困難となり、利用者の不利益が発生するおそれがあることから、紛争の迅速かつ効率的な処理を図ることを目的として、紛争事案の程度に応じた多様な処理手続の整備の一環として、委員会によるあっせん・仲裁の対象とされた。

## 鉄塔等の共用を巡る紛争について

**【現状】**  
 例えば、周波数の割当てを受けた移動体通信事業者が自らのネットワークを整備するに当たり、鉄塔等の建設に適した物理的スペースの限定や景観条例による建築制限等によって、当該事業者が自ら鉄塔等を設置しようとしてもできない場合が多数発生  
 → **他の電気通信事業者が設置した鉄塔等につき、費用分担や技術的な条件の問題等から共用を巡る紛争が増加**

**【紛争の具体例】**



- 自然公園法及び県自然公園条例により高さ制限のある国立公園内に設置
- A社設置の鉄塔に、**共用の協定**に基づき、B社及びC社が自社のアンテナを共架

A社設置のアンテナ：高さ40M
B社設置のアンテナ：高さ30M
C社設置のアンテナ：高さ20M
A社設置の鉄塔

合意に至らない

(例)

- 共用に係る対価
- 建替えに係る費用負担
- 使用期間
- 保守管理方法
- 混信防止のための技術的条件

等に関する協議の不調

**【事業法の改正の内容】**  
 現在、電気通信設備については、その共用に関し、電気通信事業者間の協議が不調の場合等に、総務大臣の協議命令・裁定及び電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象となっているが、鉄塔等は電気通信設備に該当しないため、当該協議命令・裁定及びあっせん・仲裁を利用できない状況  
 → **電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を、総務大臣の協議命令・裁定及び紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする**

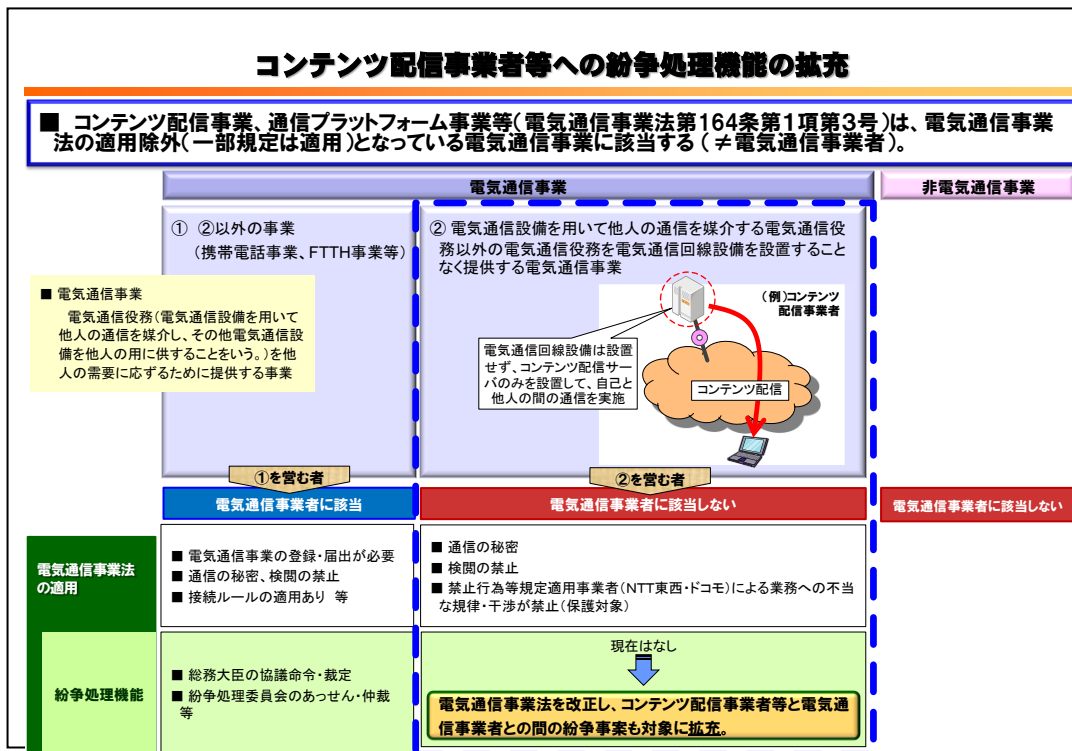
【出典：第111回電気通信事業紛争処理委員会資料（総合通信基盤局作成）】

### (4) コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の電気通信役務の提供条件等に関する紛争を追加する趣旨

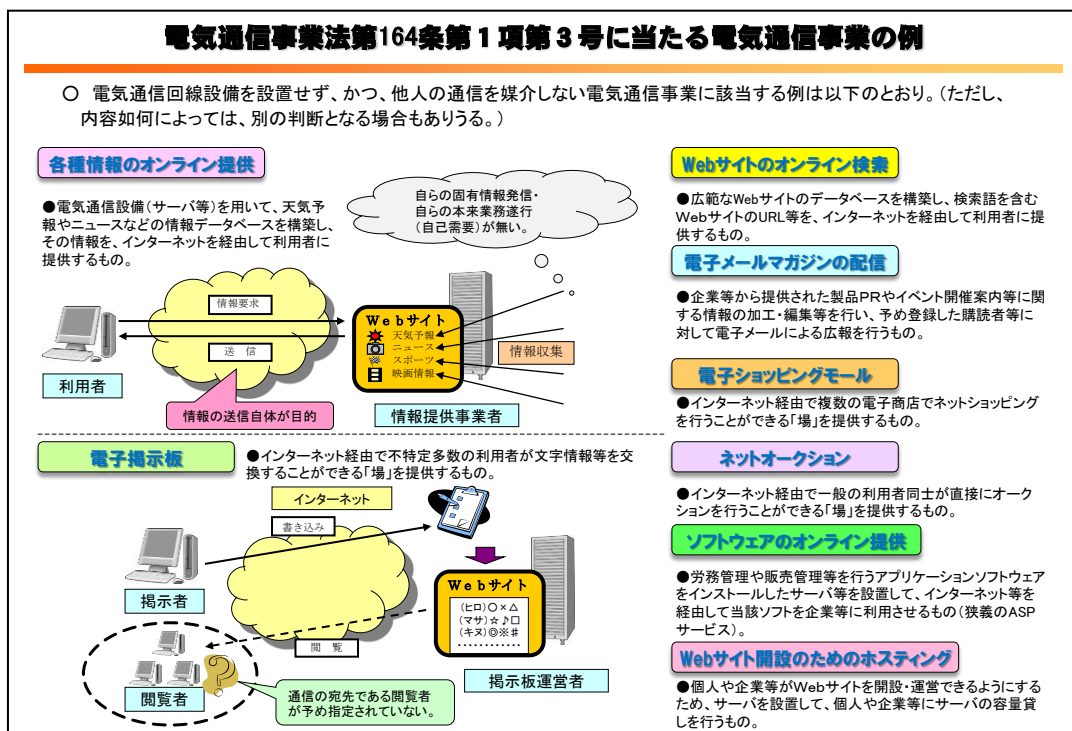
電気通信回線設備を設置せず、配信サーバのみを設置して動画、音楽、ゲーム等を提供するコンテンツ配信事業者等は、電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けて、サービスを利用者向けに提供しているが、モバイル化の進展、ネットワークの高機能化等に伴い、役務提供の条件・料金等について事業者間の紛争が増加してきている。

現在、コンテンツ配信事業者等は電気通信事業法の規定の適用除外とされているため、法律に基づく紛争処理手続が利用できない状況にあるが、利用

者がより低廉で多様なサービスを楽しむ機会が損なわれないよう、上記のような紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、委員会によるあっせん・仲裁の対象とされた。



【出典：第112回電気通信事業紛争処理委員会資料】



【出典：第112回電気通信事業紛争処理委員会資料】

### 3 総務大臣から諮問される事項の追加

#### (1) ケーブルテレビ事業者等による地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する裁定

現行法では、ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する総務大臣の裁定は、政令で定める審議会（情報通信行政・郵政行政審議会）に諮問することとされている。

今回の改正により、再放送の同意に関する紛争について、新たに委員会にあっせん・仲裁を行う機能を追加したことから、再放送の同意に関する紛争の統合的な処理を行うことを可能とするため、総務大臣裁定の諮問機関を委員会に変更することとされた。

#### (2) 電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議命令・細目裁定

現行法において、電気通信設備の共用については、電気通信事業者間で協議が調わなかった場合の総務大臣の協議命令及び細目裁定が規定されている。

電気通信事業者が規制等により自ら電気通信設備設置用工作物（鉄塔等）を設置できない状況において、既に電気通信設備設置用工作物を設置している電気通信事業者が、その優位な立場を濫用して共用の拒否を行う場合には、公正競争が阻害されるおそれがあることから、今回の改正により、電気通信設備設置用工作物の共用に関して紛争が生じた場合に、電気通信設備と同様に、総務大臣が協議命令及び細目裁定により適切に対応できることとされた。

この電気通信設備設置用工作物の共用に関する総務大臣の協議命令・細目裁定について、委員会が行う当該紛争に係るあっせん・仲裁との統合的な処理を行うため、委員会をその諮問機関とすることとされた。